

計画相談支援(サービス利用)の流れ



そう だん
相 談

しん せい
申 請

にんていちようさ
認定調査

ちょうさいん かていどう ほうもん
調査員が家庭等を訪問し、
しんしん じょうきよう き と おこな
心身の状況について聞き取りを行います。



しょうがいしえんくぶん にんてい つうち
障害支援区分認定・通知

にんていちようさ けつか もと し くやくじよ じつし しょうがいしえんくぶん にんていしんさかい
認定調査の結果を基に市・区役所が実施する障害支援区分認定審査会にて、
しょうがいしえんくぶん にんてい おこな けつか りようしゃ つうち
障害支援区分の認定を行い、その結果を利用者に通知します。

りようしゃ しんせいしゃ
利用者(申請者)に

『サービス等利用計画案』の提出を依頼

A

じぶんじしん さくせい ばあい
自分自身で作成する場合

セルフプラン作成

B

とくていそうだんしえんじぎょうしゃとう いらい ばあい
特定相談支援事業者等に依頼する場合

じぜん そうだん
事前に基幹・市区役所にご相談ください

とくていそうだんしえんじぎょうしゃとう りようけいやく
特定相談支援事業者等と利用契約

B

きょたくほうもん めんせつとう りようしゃ めんだん
居宅訪問・面接等で利用者と面談

C

『サービス等利用計画案』の作成・提示

『サービス等利用計画案』等の提出

D

※ご希望の方は特定相談支援事業者等が代行します。

しきゅうけつてい しきゅうけつていつうち
支給決定と支給決定通知

E

じゅきゅうしゃしやう ひつようじこう ないよう きかん
受給者証に必要事項(サービス内容、モニタリング期間
とう きさい こうふ りようけいやく
等)が記載され、交付されます。サービス等利用計画案に
もと ちようせい たんとりやかいぎとう おこな
基づき、サービス調整(サービス担当者会議等)を行います。

『サービス等利用計画』の作成・提示

F

けいかくそうだんしえんきゅうふひ せいきゅう とう おこな
計画相談支援給付費の請求・支払い等が行われます。

りよう じぎょうしゃ けいやくご せいしき りようかいし
利用する事業者と契約後、正式にサービス利用開始

モニタリング

G

りようじようきよう じゅうかんきよう せいかつかんきよう へんか おう いていきかん きょたくほうもん しゅうろう
サービスの利用状況および住環境、生活環境の変化に応じて一定期間ごとに居宅訪問・就労
じぎょうしよほうもん めんせつとう き と おこな ひつよう おう とうりようけいやく みなお とう おこな
事業所訪問・面接等で聞き取りを行い、必要に応じて『サービス等利用計画』の見直し等を行います。

ご ひつよう おう ちようせい そうだんしえんとう けいそく
その後も必要に応じてサービス調整や相談支援等を継続します。

